

# 開発審査会基準第10号

## 有料老人ホーム

有料老人ホームのための開発行為又は建築行為で、申請の内容が次の各項に該当するものとする。

- 1 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームで、次の各号に該当するものであること。
  - (1) その設置及び運営が県の定める「愛知県有料老人ホーム設置運営指導指針」に適合しており、県の有料老人ホーム担当部局と十分な連絡調整がとれたものであること。
  - (2) 当該有料老人ホームに係る入居の権利関係は、利用権方式又は賃貸借方式のものであること。
  - (3) 当該有料老人ホームが、市街化調整区域に立地する医療機関又は特別養護老人ホーム等が有する医療、介護機能と密接に連携しつつ立地する必要がある場合等、施設の機能、運営上の観点から市街化区域に立地することが困難又は不適當なものであること。
- 2 市町村の福祉施策及び都市計画の観点から支障がない旨の所在市町村長の副申書が添付されているものであること。
- 3 開発又は建築を行うために他法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。

## 附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b>開発審査会基準第10号</b></p> <p>有料老人ホーム</p> <p>有料老人ホームのための開発行為又は建築行為で、申請の内容が次の各項に該当するものとする。</p> <p>1 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームで、次の各号に該当するものであること。</p> <p>(1) その設置及び運営が県の定める「愛知県有料老人ホーム設置運営指導指針」に適合しており、県の有料老人ホーム担当部局と十分な連絡調整がとれたものであること。</p> <p>(2) 当該有料老人ホームに係る入居の権利関係は、利用権方式又は賃貸借方式のものであること。</p> <p>(3) 当該有料老人ホームが、市街化調整区域に立地する医療機関又は特別養護老人ホーム等が有する医療、介護機能と密接に連携しつつ立地する必要がある場合等、施設の機能、運営上の観点から市街化区域に立地することが困難又は不適當なものであること。</p> <p>2 市町村の福祉施策及び都市計画の観点から支障がない旨の所在市町村長の副申書が添付されているものであること。</p> <p>3 開発又は建築を行うために他法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この基準は、平成24年4月1日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>開発審査会基準第10号</b></p> <p>有料老人ホーム等</p> <p>有料老人ホーム等のための開発行為又は建築行為で、申請の内容が次の1項又は2項に該当し、かつ3項及び4項に該当するものとする。</p> <p>1 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームで、次の各号に該当するものであること。</p> <p>(1) その設置及び運営が県の定める「愛知県有料老人ホーム設置運営指導指針」に適合しており、県の有料老人ホーム担当部局と十分な連絡調整がとれたものであること。</p> <p>(2) 当該有料老人ホームに係る入居の権利関係は、利用権方式又は賃貸方式のものであること。</p> <p>(3) 当該有料老人ホームが、市街化調整区域に立地する医療機関又は特別養護老人ホーム等が有する医療、介護機能と密接に連携しつつ立地する必要がある場合等、施設の機能、運営上の観点から市街化区域に立地することが困難又は不適當なものであること。</p> <p><del>2 介護保険法施行規則第15条第3号に規定する適合高齢者専用賃貸住宅（高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則第3条の2に規定する共同利用の場合に限る。）で、次の各号に該当するものであること。</del></p> <p><del>(1) 介護保険法第41条第1項の指定居宅サービス事業者又は同法第42条の2第1項の指定地域密着型サービス事業者により、特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型を除く。）又は地域密着型特定施設入居者生活介護が行なわれるものであり、かつ、当該事業者自ら施設を建築し運営するもので、介護保険担当部局との十分な連絡調整の上、安定的な経営確保が図られていることが確実と判断されるものであること。</del></p> <p><del>(2) 当該適合高齢者専用賃貸住宅が、市街化調整区域に立地する医療機関が有する医療機能と密接に連携しつつ立地する必要がある場合等、施設の機能、運営上の観点から市街化区域に立地することが困難又は不適當なものであること。</del></p> <p>3 市町村の福祉施策及び都市計画の観点から支障がない旨の所在市町村長の副申書が添付されているものであること。</p> <p>4 開発又は建築を行うために他法令による許認可等が必要な場合は、その許認可等が受けられるものであること。</p>